

細街路対策推進のための新たな制度適用に係る活動支援策検討業務  
受託候補者選定に係る提案書等説明資料

平成 25 年 7 月

京都市都市計画局

< 目 次 >

- 1 公募型プロポーザル方式による審査及び選定に関する説明書
- 2 提案書作成要領

## 1 公募型プロポーザル方式による審査及び選定に関する説明書

### (1) 当該審査の目的

細街路対策推進のための新たな制度適用に係る活動支援策検討業務（以下「当該業務」という。）の受託候補者を選定するため、当該審査を実施します。

### (2) 当該業務の目的及び内容

別添の業務委託仕様書のとおり

### (3) 当該業務の期間

委託契約日から平成26年3月14日までとする。

### (4) 当該業務に関する基本的事項

#### ア 参加資格要件

当該業務の受託を希望し、提案書を提出する事業者（以下「受託希望事業者」という。）は、次の要件をすべて満たさなければなりません。

- (ア) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。
- (イ) 募集の開始の日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれないこと。
- (ウ) 当該業務と同種又は類似の業務について、受託実績があること。ただし、当該業務のプロポーザルの公告の前日10年以内に業務を完了したものに限り。
- (エ) 一級建築士又は技術士(建設部門)のいずれかの資格を有する者配置すること。  
また、本件業務に関する統括及び管理を行う管理技術者、管理技術者の下で技術上の管理を行う主任技術者、主任技術者の下で担当業務を行う担当技術者を定め、配置技術者調書を提出すること。なお、配置技術者の兼務は不可とする。
- (オ) 団体若しくはその代表者が契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (カ) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (キ) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (ク) 団体又はその代表者が京都市暴力団排除条例第2条第3号から第5号に該当する者でないこと。

#### イ 業務の再委託

包括的な業務の再委託については認めない。個別の業務の再委託については、事

前に京都市と協議を行うこと。

ウ 秘密保持義務

業務に従事している者は、業務に際して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、本業務が終了した後においても同様とする。

エ 個人情報の保護

個人情報を適切に管理・保護するために必要な措置を講じること。

オ 情報公開

業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じること。

カ 資料の取扱い

京都市が提供する資料は、提案に関わる検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この検討の目的の範囲内であっても、京都市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じる。

(5) 当該業務の委託費用の上限

2,500,000円（ただし、消費税及び地方消費税を含む。）

(6) 申込み

ア 申込締切

平成25年8月21日（水）午後5時まで（必着）

イ 申込先

京都市都市計画局建築指導部建築指導課（担当 木下，土屋）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話 075-222-3620

FAX 075-212-3657

ウ 申込方法

細街路対策推進のための新たな制度適用に係る活動支援策検討業務受託申込書（第1号様式）を申込先に持参、郵送又はFAXにより提出してください。ただし、FAXによる場合は、受信確認の電話を入れるとともに、平成25年8月27日（火）午後5時まで（必着）に代表者員を押印した原本を持参又は郵送してください。

(7) 提案書の提出

ア 提出締切

平成25年8月21日（水）午後5時まで（必着）

イ 提出先

京都市都市計画局建築指導部建築指導課（担当 木下，土屋）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

ウ 提出方法 細街路対策推進のための新たな制度適用に係る活動支援策検討業務に関する提案書（第2号，第3号及び第4号様式）及び見積書（第5号様式）を提出先に持参又は郵送してください。

エ 提出部数

提案書 8部（添付資料を提出する場合も同部数）

見積書 1部

(8) 提案を求める事項

ア 受託希望金額

イ 業務実績及び業務を実施する場合の体制

ウ 業務に関する提案

- ・細街路の特性に応じた制度の適用対象となる細街路の抽出について
- ・制度適用の課題抽出について
- ・制度適用に向けたケーススタディについて

(9) 本審査に関する質問及び回答

ア 質問締切

平成25年8月5日（月）午前11時30分まで（必着）

イ 提出先

京都市都市計画局建築指導部建築指導課（担当 木下，土屋）

ウ 提出方法

質問内容を記載した書面（書式自由，質問者（法人の場合は法人名），連絡先記入）を提出先に持参，郵送又はFAXにより提出してください。ただし，FAXによる場合は，受信確認の電話を入れてください。

エ 回答

平成25年8月12日（月）午後5時30分までに，京都市都市計画局建築指導部建築指導課のホームページに掲載します。

オ 留意事項

書面以外の方法による質問は受け付けません。

(10) 受託候補者の選定

ア 受託候補者選定委員会

受託候補者の選定に関する審査は，京都市都市計画局建築指導部に設置する受託

候補者選定委員会が行います。同委員会は、以下の委員で構成します。

- (ア) 都市計画局建築指導部長
- (イ) 都市計画局建築指導部建築指導課長
- (ウ) 都市計画局建築指導部建築指導課道路担当課長
- (エ) 都市計画局都市企画部都市計画課土地利用計画担当課長
- (オ) 都市計画局都市企画部都市づくり推進課長
- (カ) 都市計画局都市景観部景観政策課長

#### イ 評価方法

受託希望者から提出された提案書の内容について、下表に示す審査基準に基づいて評価し、評価得点の高い順に順位を決定します。このうち第1順位の提案を行った提案者を受託候補者として選定します。

ただし、受託候補者選定委員会が、本業務を実施し得る能力に満たないと判断した場合、受託候補者を選定しないことがあります。

#### 【審査基準】

観点	評価のポイント	配点 (合計100点)
受託希望金額	・受託希望金額は妥当か	8点
業務実績及び業務を実施する場合の体制	・仕様書に定められた業務を安定的、的確、迅速かつ誠実に実施できる人員体制か ・これまでに当該業務に類似あるいは関連する業務を実施した実績があるか	28点
業務に関する提案	・当該業務の趣旨を的確に理解しているか ・的確な調査企画し、実施する能力があるか ・当該業務に係る調査の企画や実施に関して、有益な提案があるか ・資料を迅速かつ的確に作成する能力があるか	64点

#### (11) 契約手続

##### ア 受託候補者への通知

受託候補者の選定後、速やかに、第1順位の提案を行った受託希望者に対して、受託候補者として選定された旨を文書により通知します。

##### イ 契約締結の協議

受託候補者への通知後、速やかに契約締結の協議を行います。協議が整った場合、速やかに契約を締結します。

なお、協議が整わなかった場合には、第2順位以下、順位の高い者から順に契約締結の協議を行います。

## (12) その他留意事項

- ア 提案書の作成に要する費用は、受託希望者の負担とします。
- イ 提出された提案書は、返却しません。
- ウ 提出された提案書について、京都市が受託希望者に無断で使用することはありません。

## 2 提案書作成要領

- (1) 提案書は、第2号様式、第3号様式及び第4号様式に基づき作成してください。
- (2) 提案書の用紙の大きさは、A4版としてください。
- (3) 提出する提案書のうち、1部は簡易製本とし、他は製本せずにクリップ留め等としてください。
- (4) 提案書本文及び添付資料には、社名を記載しないでください。
- (5) 提案書に記載すべき事項

### ア 受託希望金額

消費税及び地方消費税を含む金額を記載すること。

### イ 業務実績

本業務と同種又は類似の業務の受託実績について、発注者、年度、業務内容及び受託金額等を記載してください。ただし、記載できる実績は、直近10年以内のものを3件までとします。その実績が京都市におけるものか否かは問いません。

#### ※ 本業務と同種又は類似の業務の例

- ・ 密集市街地対策に関する業務
- ・ 細街路対策に関する業務
- ・ ①又は②に係るまちづくり活動支援検討業務
- ・ 建築基準法（集団規定）に関する制度設計業務 等

### ウ 業務を実施する場合の体制

本業務を実施する場合の実施責任者及び従事する全ての職員について、氏名、経験年数、保有する資格及び主な経歴等を記載してください。

### エ 業務に関する提案

新たな道路指定制度や許可制度の円滑な適用のために、対象となる細街路の情報の収集、想定される課題の抽出、関係権利者の合意形成に向けた支援策の検討、対象候補地（2地区程度）における道や沿道建築物の調査、地域の将来像に相応しい細街路対策手法の選択や活動支援のための資料作成等について、貴社の考え方を提案してください。